

## 科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程（抄）

平成 18年 9月 22日  
独立行政法人日本学術振興会  
科学研 究費委員会決定  
一部改正 平成 19年 2月 19日  
一部改正 平成 19年 5月 23日  
一部改正 平成 19年 10月 1日  
一部改正 平成 19年 12月 17日  
一部改正 平成 20年 9月 25日  
一部改正 平成 21年 1月 27日  
一部改正 平成 21年 9月 29日  
一部改正 平成 22年 1月 20日  
一部改正 平成 22年 5月 26日  
一部改正 平成 22年 9月 29日  
一部改正 平成 23年 1月 26日  
一部改正 平成 23年 8月 5日  
一部改正 平成 23年 10月 5日  
一部改正 平成 24年 2月 7日  
一部改正 平成 24年 9月 28日  
一部改正 平成 25年 2月 6日  
一部改正 平成 25年 10月 8日  
一部改正 平成 26年 10月 7日

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この規程は、科学研究費委員会(以下「委員会」という。)(別添1)において行う科学研究費助成事業に係る審査及び評価(以下「評価」という。)に関し必要な事項を定めることにより、その適正な実施を図ることを目的とする。

#### （用語の定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

##### 一 研究課題

科学研究費(特別推進研究、基盤研究、挑戦的萌芽研究、若手研究、研究活動スタート支援、奨励研究)、特別研究員奨励費の対象となる個々の研究をいう。

##### 二 成果公開

研究成果公開促進費(研究成果公開発表、国際情報発信強化、学術定期刊行物、学術図書、データベース)の対象となる個々の事業をいう。

##### 三 審査委員又は評価者

委員会並びに委員会規程第8条、第10条及び第12条に定める部会、小委員会、運営小委員会に属する委員及び専門委員をいう。

##### 四 被評価者

下記の者のうち、評価の対象となっている者を総称する場合をいう。  
(下記の者のうち審査の対象となっている者を総称する場合は「応募者」という。)

(1) 科学研究費(特別推進研究、基盤研究、挑戦的萌芽研究、若手研究、研究活動スタート支援、奨励研究)の研究課題の研究代表者

(2) 研究成果公開促進費(研究成果公開発表、国際情報発信強化、学術定期刊行物、学術図書、データベース)の成果公開の代表者

(3) 特別研究員奨励費の研究課題の研究代表者

##### 五 審査意見書作成者

特別推進研究の審査において、審査意見書の作成を依頼された者をいう。

##### 六 評価協力者

基盤研究(S)、若手研究(S)の研究進捗評価及び特別推進研究の追跡評価において、研究課題ごとに選定する学識経験のある者をいう。

### (評価の種類)

第3条 評価の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 審査(事前評価)
- 二 研究進捗評価
- 三 中間評価
- 四 追跡評価

### (評価の時期)

第4条 評価の時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- |          |  |
|----------|--|
| 一 審査     | 応募書類の受理後、速やかに行う。                               |
| 二 研究進捗評価 | 第3章に定める時期に行う。(特別推進研究、基盤研究(S)、若手研究(S)の研究課題に限る。) |
| 三 中間評価   | 第4章に定める時期に行う。(国際情報発信強化の成果公開に限る。)               |
| 四 追跡評価   | 第5章に定める時期に行う。(特別推進研究の研究課題に限る。)                 |

### (評価の方法)

第5条 評価は、独創性、先駆性、学問的意義及び社会・経済への貢献度を考慮しつつ、次の各号に掲げる方法を組み合わせて行う。

- 一 書面による評価
- 二 合議による評価
- 三 ヒアリングによる評価
- 四 現地調査による評価

### (守秘の徹底)

第6条 評価の過程は、非公開とする。

- 2 審査委員(評価者)、審査意見書作成者及び評価協力者(以下「評価者等」という。)は、評価の過程で知ることができた次の各号に掲げる情報を他に漏らしてはならない。
- 一 計画調書、研究進捗状況報告書、事業進捗状況報告書及び自己評価書並びにそれらの内容(被評価者が情報提供に同意したものと除く。)
  - 二 評価においてヒアリング又は現地調査対象の研究課題若しくは成果公開となっているかどうかに関する情報(被評価者に通知するまでの間)
  - 三 評価者等の発言内容及び評価に関連して評価者等を特定できる情報(氏名、所属機関及び専門分野を含む)
  - 四 評価者等が行う評点及びその集計結果
  - 五 評価の結果(被評価者に開示されるまでの間)
  - 六 各部会、各小委員会、各運営小委員会に属する評価者等の氏名等(公表されるまでの間)
  - 七 その他非公開とされている情報
- 3 評価者等は、評価結果についての問い合わせに応じないものとする。

### (研究者倫理の遵守)

第7条 評価者等は、評価の過程で知り得た他人の独自性のあるアイデア及び未発表の研究成果を自身の利益のために利用すること及び第三者に漏らすことは、研究者倫理及び社会的倫理に反するため、行ってはならない。

### (利害関係者の排除)

第8条 評価に関する利害関係の排除の取扱いについては、次のとおりとする。

- 一 科学研究費、特別研究員奨励費の場合
  - (1) 評価者等自身が研究課題の研究代表者、研究分担者又は連携研究者である場合は、評価に加わらないこととする。
  - (2) 評価者等が、研究課題の研究代表者、研究分担者又は連携研究者との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。

- ① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
- ② 緊密な共同研究を行う関係  
(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究会メンバーにおいて、緊密な関係にある者)
- ③ 同一研究単位での所属関係(同一講座の研究者等)
- ④ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
- ⑤ 研究課題の採否又は評価が評価者等の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

## 二 研究成果公開促進費の場合

- (1) 審査委員自身が、成果公開の応募者である場合は、評価に加わらないこととする。
- (2) 審査委員が、成果公開の応募者又は応募団体(学会、研究者グループ等)との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。
  - ① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
  - ② 事業遂行における緊密な関係  
(例えば、研究成果公開発表に係るシンポジウム講演者、国際情報発信強化に係る学術刊行物の編者、学術図書の執筆・編者及び翻訳・校閲者、データベース作成における協力者)
  - ③ 同一研究単位での所属関係(同一講座の研究者等)
  - ④ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
  - ⑤ 成果公開の採否が審査委員の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

### (評価結果の開示等)

- 第9条 審査の結果の開示は、第13条に定めるとおりとする。
- 2 研究進捗評価の結果の開示及び公表は、第17条に定めるとおりとする。
- 3 中間評価の結果の開示及び公表は、第21条に定めるとおりとする。
- 4 追跡評価の結果の開示及び公表は、第25条に定めるとおりとする。
- 5 審査委員(評価者)及び評価協力者の氏名等は、評価終了後、一般に公開する。

## 第2章 審査（事前評価）

### （審査の方針）

第10条 審査は、平成15年11月14日科学技術・学術審議会決定「独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業の審査の基本的考え方」を踏まえ、次の方針により行うものとする。

#### 一 全研究種目共通の方針

- (1) 平成20年10月に内閣総理大臣決定された「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の趣旨及び平成21年2月に文部科学大臣決定された「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」に則り、厳正な審査を行う。

研究課題の選定に当たっては、研究目的の明確さ、研究の独創性、学術的な波及効果等を考慮するとともに、当該研究者の従来の研究経過・成果をも厳正に評価する（挑戦的萌芽研究を除く。）。その上で、研究計画に妥当性があり、研究成果の期待できるものを選定するようとする。なお、その際、新しい学問分野の開拓及び進展のほか、別添13「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）を踏まえ、研究資金の不合理な重複や過度の集中の排除についても十分配慮する。

また、成果公開の選定に当たっては、我が国の学術の振興と普及に資するとともに、学術の国際交流に寄与するものを選定するようとする。
- (2) 研究課題及び成果公開は、各研究種目の目的、性格に即し、国内外の学術研究の動向に照らし特に重要なものを選定する。
- (3) 研究代表者が研究分担者とともに研究組織を構成する研究課題にあっては、研究組織の構成が適切であり、かつ、各々の研究分担者の果たす役割が明確であるものを選定する。
- (4) 採択した研究課題又は成果公開に対しては、その研究又は事業の内容に対応する必要な額を配分する。また、配分額は原則として10万円単位とする。
- (5) 特別推進研究、基盤研究（審査区分「特設分野研究」を除く）又は若手研究の研究課題のうち研究期間が4年以上のものであって、研究期間の最終年度に当たる研究課題の研究代表者が、当該研究の進展を踏まえ、研究計画を再構築することを希望して応募した研究課題（以下「研究計画最終年度前年度の応募課題」という。）については、当該科学研究費による研究のこれまでの成果を適切に評価した上で、他の新規応募研究課題と同等の扱いにより、厳正に審査を行う。
- (6) 研究課題の他の研究種目（審査区分）又は専門分野への移し換えはしない。
- (7) 相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究課題又はアンケート調査等を行う研究課題については、人権及び利益の保護の取扱いについて十分配慮する必要がある。
- (8) ヒト遺伝子解析研究等（ヒトゲノム・遺伝子解析研究、特定胚の取扱いを含む研究、ヒトES細胞の樹立及び使用を含む研究、遺伝子組換え実験、遺伝子治療臨床研究及び疫学研究を含む研究）に係る研究課題については、法令等の遵守への対応に十分配慮する必要がある。

## 二 研究種目（審査区分）別の方針

### (1) 科学研究費（特別推進研究）

#### ① 研究課題の選定方針

- ア 国際的に高い評価を得ている研究をより一層推進するために、研究費を重点的に交付することにより、格段に優れた研究成果が期待される一人又は比較的少人数の研究者で行う研究課題を選定する。
- イ 研究課題の選定に当たっては、当該研究分野の将来の発展に資する研究課題を重視する。
- ウ 現在、特別推進研究の研究課題に採択されている研究代表者からの応募研究課題を選定しようとする場合は、特に慎重な審査を行う。
- エ 研究経費を大幅に減額することが相当であると認められる場合には、研究計画の見直しを求めた上で、配分額を決定するものとする。
- オ 研究計画最終年度前年度の応募として再構築された研究課題については、基となつた継続研究課題の研究が、当初計画どおり順調に推進され新たな知見等が得られ、今回再構築された研究計画に十分生かされていて、当該研究課題を推進することにより、研究の更なる発展が見込まれるものを選定する。

#### ② 研究課題の研究期間

3年から5年以内とする。

#### ③ 新規研究課題の取扱い

新規研究課題の採択に当たっては、国庫債務負担行為に基づく複数年度交付決定を行うため、翌年度以降の配分についても、採択された研究課題の研究が十分遂行し得るよう配慮すること。また、翌年度以降の新規応募研究課題の審査に影響を及ぼすことのないよう、後年度負担についても留意すること。

#### ④ 研究計画の大幅な変更を行おうとする継続研究課題の取扱い

変更を行おうとする研究計画の内容を十分に審査することとし、経費の増額については、新規応募研究課題の配分に影響を及ぼすことを考慮し、その適否を決定する。

#### ⑤ 研究進捗評価結果の取扱い

研究進捗評価結果については、研究進捗評価結果を受けた研究課題の研究代表者が、最終年度前年度の応募をした研究課題及び研究進捗評価を受けた研究課題の研究期間に引き続いて応募した研究課題の審査に活用することとし、国内の審査意見書作成者による審査意見書作成時においては、研究計画と研究進捗評価を受けた研究課題の関連性を審査する際に活用するとともに、ヒアリング研究課題及び採択研究課題の選定を行う合議審査においては、特に採否の議論を行う際の参考資料とする。

なお、研究進捗評価の評価基準のうち、「A」は、「当初目標に向けて順調に進展しており、期待通りの成果が見込まれる」という評価であり、最も高い評価は、「A+」（「当初目標を超える研究の進展があり、期待以上の成果が見込まれる」）であることに留意すること。

#### ⑥ 他の研究課題の受入・応募等の状況の取扱い

- ア 他の研究課題の受入・応募等の状況は、「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならぬ、研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とする。
- イ 採択候補研究課題については、研究計画調書の「研究費の応募・受入等の状況・エフォート」欄を参照し、研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当しないかどうかを確認する。
- ウ 応募研究課題を研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当することを理由として不採択とする場合には、小委員会全体の合議により決定する。

## ⑦ エフォートの取扱い

エフォート(研究代表者又は研究分担者の全仕事時間に対する当該研究課題の実施に要する時間の割合)は、「研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とする。

ただし、エフォートは、研究課題の遂行が可能であると判断した研究代表者又は研究分担者が、研究計画調書作成時において、予想で記載しているものであり、その割合については、採択後に変更することができる点に留意する。

(2) 科学研究費（基盤研究、挑戦的萌芽研究、若手研究、研究活動スタート支援）（略）

(3) 科学研究費（奨励研究）（略）

(4) 研究成果公開促進費（略）

(5) 特別研究員奨励費（略）

## （審査の実施体制）

第11条 委員会において行う審査は、次に掲げる部会等において行うものとする。

部会等の名称	審査事項
審査・評価第一部会に置く運営小委員会及び3小委員会	・特別推進研究の研究課題
審査・評価第二部会に置く運営小委員会及び15小委員会	・基盤研究(S)の研究課題 ・若手研究(S)の研究課題
審査第一部会に置く運営小委員会及び19小委員会	・基盤研究(A)(審査区分「一般」)の研究課題 ・基盤研究(B)(審査区分「一般」)の研究課題 ・若手研究(A)の研究課題
審査第一部会に置く4小委員会	・基盤研究(A)(審査区分「海外学術調査」)の研究課題 ・基盤研究(B)(審査区分「海外学術調査」)の研究課題
審査第二部会に置く運営小委員会及び19小委員会	・基盤研究(C)(審査区分「一般」)の研究課題 ・挑戦的萌芽研究の研究課題 ・若手研究(B)の研究課題(応募時に複数細目を選択した研究課題(以下、「複数細目研究課題」という。)を除く)
審査第二部会に置く運営小委員会及び5小委員会	・若手研究(B)の研究課題のうち複数細目研究課題
審査第二部会に置く運営小委員会	・特別研究員奨励費の研究課題
審査第三部会に置く運営小委員会及び8小委員会	・研究活動スタート支援の研究課題
奨励研究部会に置く運営小委員会及び3小委員会	・奨励研究の研究課題
成果公開部会に置く運営小委員会及び1小委員会	・国際情報発信強化の成果公開
成果公開部会に置く運営小委員会及び4小委員会	・研究成果公開発表の成果公開 ・学術定期刊行物の成果公開 ・学術図書の成果公開 ・データベースの成果公開
特設分野研究部会に置く運営小委員会及び6小委員会	・基盤研究(B)(審査区分「特設分野研究」)の研究課題 ・基盤研究(C)(審査区分「特設分野研究」)の研究課題

## (審査の方法)

第12条 審査の方法は、次のとおりとする。

### 一 審査・評価第一部会

#### (1) 審査の進め方

##### ① 新規研究課題

###### [研究課題の採択決定までの進め方]

- ア 各小委員会は、応募研究課題の中から、ヒアリングを行う応募研究課題(以下「ヒアリング研究課題」という。)を選定する。
- イ 各小委員会は、選定したヒアリング研究課題について、ヒアリングを行い採択候補研究課題及び補欠研究課題を選定する。
- ウ 運営小委員会は、各小委員会が選定した採択候補研究課題及び補欠研究課題について、合議により採択研究課題を決定する。

###### [各小委員会における採択候補研究課題の決定までの進め方]

###### ア 審査意見書の作成

###### a 国内の研究機関に所属する研究者への依頼

ヒアリング研究課題を選定する際の資料とするため、応募研究課題ごとに選定した3名程度の審査意見書作成者に、「審査意見書」の作成を依頼する。

審査意見書作成者は、研究計画調書及び研究進捗評価結果に基づき「(2)(ア) 審査に当たっての着目点(a)～(e)」の各要素に着目し、各要素ごとに意見を付す。また、当該研究課題について、「(3)研究経費の査定」により査定案の作成を行うとともに意見を付す。

###### b 海外の研究機関に所属する研究者への依頼

ヒアリング研究課題を選定する際の資料とするため、応募研究課題ごとに選定した3名程度の審査意見書作成者に、「審査意見書」の作成を依頼する。

審査意見書作成者は、研究計画調書のうち応募情報及び応募内容ファイル(英語版)に基づき、次の要素について意見を付す。

(a) 当該研究者が当該研究分野において国際的に高い評価を得ているか。

(b) 当該研究分野の現状と動向の中で当該研究課題が国際的に高い評価を得られるものであるか。

###### イ ヒアリング研究課題の選定

a 各小委員会は、研究課題ごとに担当委員を決定する。

b 各小委員会は、研究計画調書、研究進捗評価結果及び審査意見書をもとに、「(2)(ア) 審査に当たっての着目点(a)～(e)」の各要素に着目し、各審査委員が事前に行うヒアリングの可否についての審査の結果に基づき、合議によりヒアリング研究課題を選定する。

###### ウ ヒアリングの実施

各小委員会におけるヒアリングは、研究計画調書、追加説明資料、研究進捗評価結果及び審査意見書をもとに、次のとおり行うこととする。

なお、研究代表者に対して、事前に質問事項を提示することができる。

###### (a) 時間配分の目安

(ア) 研究代表者等から研究内容の説明 ······ 10分

(イ) 質疑応答 ······ 20分

(ウ) 審議及びコメントの記載 ······ 10分

###### (b) 説明者

研究代表者を含め3名以内

###### (c) 説明資料

研究計画調書及び追加説明資料

###### エ 採択候補研究課題の選定

a 各審査委員は、ヒアリングを行った研究課題について、「(2)(ア) 審査に当たっての着目点(a)～(f)」の各要素に着目し、「(2)(イ) 審査基準」により審査を行う。

なお、担当委員は、当該研究課題について、研究計画調書、審査意見書及び「(3)研究経費の査定」により、査定案の作成を行う。

- b 各小委員会は、研究課題のヒアリング終了後、各審査委員の審査結果及び研究進捗評価結果に基づき、合議により採択候補研究課題及び補欠研究課題を選定するとともに、当該研究課題については、「(3)研究経費の査定」により、担当委員の査定案を踏まえ、査定を行う。
- c 運営小委員会は、各小委員会が選定した採択候補研究課題及び補欠研究課題について、配分総額の範囲内で、合議により採択研究課題を決定する。

## ② 繼続研究課題

- ア 各小委員会は、研究計画の大幅な変更を行おうとする継続研究課題について、研究計画調書及び研究進捗評価結果をもとに「(2)(ア) 審査に当たっての着目点(a)～(f)」の各要素に着目し、合議により研究計画の大幅な変更の可否及び研究課題の継続の可否の審査を行い、大幅な変更及び継続を認めることができる。また、書面により判断できない場合及び増額を伴う研究課題のうち増額を認める可能性のあるものは、ヒアリングを実施する。
- イ 各小委員会は、ヒアリングを行う研究課題について、研究計画調書、研究進捗評価結果及び追加説明資料をもとに、次のとおりヒアリングを行うこととする。
  - (a) 時間配分の目安
    - (ア) 研究代表者等から研究内容の説明・・・・・・・・・・・・ 10分
    - (イ) 質疑応答・・・・・・・・・・・・・・・・ 20分
    - (ウ) 審議及びコメントの記載・・・・・・・・・・・・ 10分
  - (b) 説明者  
研究代表者を含め3名以内
  - (c) 説明資料  
研究計画調書及び追加説明資料
- ウ 各審査委員は、ヒアリングを行った研究課題について、「(2)(ア) 審査に当たっての着目点(a)～(f)」の各要素に着目し、「(2)(イ) 審査基準」により審査を行う。  
なお、担当委員は、増額を伴う研究課題について、「(3)研究経費の査定」により、査定案の作成を行う。
- エ 各小委員会は、研究課題のヒアリング終了後、各審査委員の審査結果に基づき、合議により、研究計画の大幅な変更の可否及び研究課題の継続の可否を判断するとともに、増額することとした研究課題について「(3)研究経費の査定」により、担当委員の査定案を踏まえ、査定を行う。
- オ 運営小委員会は、各小委員会が審査した研究計画の大幅な変更の可否、研究課題の継続の可否及び増額することとした研究課題の配分予定額について合議により決定する。

## (2) 審査に当たっての着目点及び審査基準

- (ア) 審査に当たっての着目点
  - (a) 特別推進研究として推進する必要性
    - ・国際的に高い評価を得ている研究をより一層推進するための研究種目である特別推進研究の対象として、ふさわしい研究であるか。
    - ・現在、特別推進研究に採択されている研究代表者からの応募研究課題については、特別推進研究として引き続き推進することが、ふさわしい研究であるか。
  - (b) 研究の独創性及び研究の意義
    - ・研究目的、方法が独創的であるか。
    - ・学界等における関連研究の発展に対し、学術的又は社会的要請に応え、革新的な貢献をすることが期待されるものであるか。
  - (c) 研究分野の現状と動向及びその中のこの研究課題の位置づけ
    - ・当該研究分野の現状と動向にかんがみ、当該研究分野において、世界の最先端を競いあっている研究であるか。
    - ・当該研究は、国際的な評価が高いか、あるいは高い評価を得られる可能性が高いものであるか。

- (d) 研究遂行能力及び当該分野における評価
  - ・研究者の研究業績にかんがみ、その研究を遂行し、成果をあげることが期待できるか。
  - ・国内において当該研究及びこれと競う研究を遂行している研究者のうちで、特別推進研究を遂行する者として適した者であるか。
  - ・同一又は複数の研究機関に所属する研究者が数人で共同して行う研究の場合、研究組織、研究施設・設備等の諸条件にかんがみ、有機的連携が保たれ、研究が効率的に進められるものとなっているか。
- (e) 研究計画と研究進捗評価を受けた研究課題の関連性(該当する研究課題のみ)
  - ・研究進捗評価結果を踏まえ、更に発展することが期待できるものとなっているか。
- (f) 応募研究経費の妥当性
  - ・大幅に減額することが相当であると認められるか。
  - ・他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性はないか。

(イ) 審査基準

評価	評価基準
A	採択に値するものである
A-	「A」に準ずるものである
B	「A-」よりもやや劣るものである
C	採択に値しない

※ 研究費の増額を伴う研究課題の審査において、増額の可否を審査する場合は「採択」を「増額」と読み替える。

### (3) 研究経費の査定

(ア) 査定の観点

- ・研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
- ・応募総額が5億円を超える研究課題については、特に研究経費の内容及び5億円を超える研究経費を必要とする理由等を踏まえ、真に必要性が認められるか。
- ・設備備品の購入経費等は研究計画遂行上、真に必要なものが計上されているか。
- ・研究計画のいずれかの年度において、「設備備品費」、「旅費」、又は「人件費・謝金」のいずれかの経費が当該年度の研究経費の90%を超えている場合には、当該経費の研究計画遂行上の必要性及び妥当性が認められ、かつ有効に使用されることが見込まれるか。
- ・大幅な減額を伴う研究計画の見直しを求めた研究課題については、研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。

(イ) 査定方法

- ・研究経費の内容を踏まえ、各年度の費目ごとに査定を行う。

## 二 審査・評価第二部会（略）

## 三 審査第一部会（略）

## 四 審査第二部会（略）

## 五 審査第三部会（略）

## 六 奨励研究部会（略）

## 七 成果公開部会（略）

## 八 特設分野研究部会（略）

(審査結果の開示)

第13条

一 特別推進研究

各審査委員の研究課題に対する審査結果が特定されないように配慮した上で、採択された研究課題の研究代表者に対して、各小委員会における当該研究課題の審査結果の所見及び審査状況の総括を開示するとともに、審査結果の所見の概要を一般に公開する。

また、採択されなかった研究代表者には、当該研究課題の審査結果の所見及び審査状況の総括に加え、各小委員会が審査を行った研究課題の中における当該研究課題のおおよその順位を開示する。

二 基盤研究（S）、若手研究（S）（略）

三 基盤研究（A・B・C）（審査区分「特設分野研究」を除く）、若手研究（A・B）、研究活動スタート支援（略）

四 挑戦的萌芽研究（略）

五 奨励研究（略）

六 國際情報発信強化（略）

七 研究成果公開発表、学術図書、データベース（略）

八 基盤研究（B・C）（審査区分「特設分野研究」）（略）

### 第3章 研究進捗評価

#### (研究進捗評価の方針)

第14条 研究進捗評価は、対象となる研究課題の進捗状況を把握し、当該研究のその後の発展に資する目的として行う。

- 2 研究進捗評価を受けた研究課題を継続ないし発展させる目的で、最終年度もしくはその前年度において特別推進研究、基盤研究、又は若手研究に応募がなされた場合は、当該応募研究課題の審査のための資料として進捗評価結果を提供する。
- 3 研究進捗評価の一環として、研究終了時の成果について評価を行う。

#### (研究進捗評価の実施体制)

第15条 委員会において行う評価は、次に掲げる部会等において行うものとする。

部会等の名称	評価事項
審査・評価第一部会に置く運営小委員会及び3小委員会	・特別推進研究の研究課題
審査・評価第二部会に置く運営小委員会及び15小委員会	・基盤研究(S)の研究課題 ・若手研究(S)の研究課題

#### (研究進捗評価の方法)

第16条 研究進捗評価の方法は、次のとおりとする。

##### 一 審査・評価第一部会

###### 特別推進研究

###### ① 研究進捗評価の時期及び方法

研究進捗評価は、次の時期に行うヒアリング及び現地調査等を踏まえ、合議により行う。

最終年度前年度にヒアリングを実施する。

現地調査の時期は、研究課題ごとに各小委員会で判断する。

研究終了翌年度に研究期間全体を通して当初の研究目的が達成されたか等研究成果について検証、評価を実施する。ただし、最終年度前年度の応募課題が採択された場合には、廃止する研究課題の検証は研究期間終了の翌々年度に行う。

###### ② 現地調査の進め方

###### ア 担当委員の決定

各小委員会は、現地調査を行う研究課題ごとに、各小委員会に属する委員及び専門委員のうちから、現地調査を担当する評価者2名程度を担当委員として決定する。担当委員は、担当する研究課題の評価において中心的役割を担う。

###### イ 現地調査

###### a 現地調査で用いる資料

研究進捗状況報告書及び研究計画調書

###### b 時間配分の目安

2~3時間程度

###### c 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明

評価者は、研究代表者の研究室等において、研究代表者及び研究分担者等から研究進捗状況報告書をもとに説明を受ける。

###### d 質疑応答

担当委員は、質疑応答において中心的役割を担うとともに、指導・助言等を行う。

###### e 現地調査報告書の作成

担当委員は、現地調査の結果を現地調査報告書にまとめ、各小委員会に提出する。

### ③ ヒアリングの進め方

#### ア 担当委員の決定

各小委員会は、ヒアリング研究課題ごとに、各小委員会に属する委員及び専門委員のうちから、担当委員を2名程度決定する。担当委員は、担当する研究課題の評価において中心的役割を担う。

#### イ ヒアリング

##### a ヒアリングで用いる資料

研究進捗状況報告書、追加説明資料、現地調査報告書及び研究計画調書等

##### b 時間配分の目安

(ア) 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明 10分

(イ) 質疑応答 15分

(ウ) 審議及びコメント票の記載 5分

##### c 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明

研究代表者等(3名以内)から、研究進捗状況報告書及び追加説明資料により説明を受ける。

##### d 質疑応答

担当委員は、質疑応答において中心的役割を担う。

##### e 審議及びコメント票の記載

研究課題ごとにヒアリング終了後、評価者による審議を行い、「⑤(ア) 評価に当たっての着目点(a)～(e)」の各要素に着目し、「⑤(イ) 評価基準」によりコメント票の記載を行う。

### ④ 合議の進め方

#### ア 各小委員会

各小委員会は、現地調査を行った研究課題について、担当委員から現地調査報告書に基づく報告を受け、合議により評価コメント案を作成する。

ヒアリングを行った研究課題について、「⑤(ア) 評価に当たっての着目点(a)～(e)」の各要素に着目し、「⑤(イ) 評価基準」により合議を行い、研究進捗評価案を作成する。

なお、研究計画の変更、研究経費の減額又は研究の中止の必要性について検討する場合は、その具体的な内容について慎重に判断する。

また、学術研究以外で問題があった場合は、評価コメント案及び研究進捗評価案に「F」を付し、その内容を示す。

研究進捗評価(検証)を行った研究課題について、十分進展した研究成果だった場合、又は、期待した研究成果が挙がらなかった場合等、研究進捗評価結果と異なる場合は、研究進捗評価の評価基準を準用して、検証結果として評点を付すことができる。

#### イ 運営小委員会

運営小委員会は、評価コメント案及び研究進捗評価案について合議を行い、評価コメント及び研究進捗評価を決定し、その結果を委員会に報告する。

### ⑤ 評価に当たっての着目点及び評価基準

#### (ア) 評価に当たっての着目点

##### (a) 研究の進展状況

- ・当初の研究目的に沿って、着実に研究が進展しているか。
- ・今後の研究推進上、問題となる点はないか。

##### (b) これまでの研究成果

- ・当初の研究目的に照らして、現時点で期待された成果をあげているか。(あげつつあるか。)

- ・研究内容・研究成果の積極的な公表、普及に努めているか。

##### (c) 研究組織

- ・同一又は複数の研究機関に所属する研究者が数人で共同して行う研究においては、研究組織が研究者相互に有機的連携が保たれ、研究が効率的に進められるものとなっているか。

(d) 研究費の使用

- ・購入された設備等は有効に活用されているか。
- ・その他、研究費は効果的に使用されているか。

(e) 研究目的の達成見込み

- ・研究期間が終了するまでの間に研究目的を達成する見込みがあるか。
- ・今後の研究計画・方法の妥当性はどうか。

(イ) 評価基準

区分	評価基準
A+	当初目標を超える研究の進展があり、期待以上の成果が見込まれる
A	当初目標に向けて順調に研究が進展しており、期待どおりの成果が見込まれる
A-	当初目標に向けて概ね順調に研究が進展しており、一定の成果が見込まれるが、一部に遅れ等が認められるため、今後努力が必要である
B	当初目標に対して研究が遅れしており、今後一層の努力が必要である
C	当初目標より研究が遅れ、研究成果が見込まれないため、研究経費の減額又は研究の中止が適当である

## 二 審査・評価第二部会（略）

### （研究進捗評価結果の開示等）

第17条 研究進捗評価結果は、各評価者及び評価協力者の個別評価結果が特定されないように配慮した上で、評価結果及び所見を研究代表者に開示するとともに、独立行政法人日本学術振興会ホームページ等により公表する。

2 所見の公表にあたっては、特許権等の知的財産権の保護に配慮する。

## 第5章 追跡評価

### (追跡評価の方針)

第22条 追跡評価は、対象となる研究課題が研究終了後、一定期間経た後にその研究成果から生み出された効果・効用や波及効果を検証することを目的に行う。

### (追跡評価の実施体制)

第23条 委員会において行う評価は、次に掲げる部会等において行うものとする。

部会等の名称	評価事項
審査・評価第一部会に置く運営小委員会及び3小委員会	・特別推進研究の研究課題

### (追跡評価の方法)

第24条 追跡評価の方法は、次のとおりとする。

#### 一 特別推進研究

##### (1) 追跡評価の時期及び方法

研究が終了して5年間を経た研究課題に対して書面により実施する。

なお、「COE 形成基礎研究費」から特別推進研究に移行した研究課題については、研究の実施形態等が異なるため対象から除外するものとする。

また、研究代表者の対応が困難な場合にあっては、研究課題の研究分担者として参加している者に要請できることとする。ただし、第4条第4号の規定にかかわらず、真にやむを得ない理由により研究代表者等の協力が得られない場合には、追跡評価を行わないことができる。

##### (2) 追跡評価の進め方

###### ① 評価意見書の作成

研究課題ごとに選定した2名程度の評価協力者に、評価意見書の作成を依頼する。

評価協力者は、研究代表者等が作成する自己評価書及び関係書類(研究成果報告書概要、事後評価結果)等に基づき、「(4)評価に当たっての着目点(a)～(c)」の各要素に着目し、評価基準により評価意見書を作成する。

###### ② 担当委員の決定及び評価コメント票の作成

各小委員会は、研究課題ごとに、各小委員会に属する委員及び専門委員のうちから、担当委員を2名程度決定する。担当委員は、必要に応じて評価協力者の協力を得て、担当する研究課題の評価において中心的な役割を担う。

担当委員は、自己評価書、関係書類(研究成果報告書概要、事後評価結果)及び評価意見書等に基づき、評価コメント票を作成する。

###### ③ 各小委員会の評価

各小委員会は、自己評価書、関係書類(研究成果報告書概要、事後評価結果)、評価意見書及び評価コメント票等に基づき、評価を行う。

##### (3) 合議の進め方

###### ① 各小委員会

各小委員会は、書面評価を行った研究課題について、「(4)評価に当たっての着目点(a)～(c)」の各要素に着目し、合議により追跡評価の所見案を作成する。

###### ② 運営小委員会

運営小委員会は、追跡評価の所見案について合議を行い、追跡評価の所見を決定し、その結果を委員会に報告する。

#### (4) 評価に当たっての着目点及び評価基準

- (a) 当該研究課題の研究期間終了後、研究代表者等の研究は順調に発展し、また、研究代表者等によって新たな発見・知見は生み出されているか。

ただし、研究期間終了後における研究代表者等の研究環境の変化(例えば退職)等の事情により研究が進めにくくい状況も想定されるため、そのような状況が確認できる場合にあっては、評価の際に配慮する。

- ・研究の発展の程度はどうか。
- ・新たな発見・知見は生み出されているか。

区分	評価基準
A +	格段に発展を遂げ、新たな発見・知見が生み出されている
A	順調に発展している
B	順調な発展とは考えにくい

- (b) 研究成果は、他の研究者に活用されているか。

- ・学界への貢献度はどうか。
- ・論文の引用状況はどうか。

区分	評価基準
A +	他の研究者に対し絶大な貢献がある
A	他の研究者に対し十分な貢献がある
B	他の研究者に対する貢献度は低い

- (c) 研究成果の社会還元等の状況はどうか。

- ・研究成果は社会還元されているか。
- ・研究計画に関与した若手研究者は成長しているか。

区分	評価基準
A +	社会還元、若手研究者の育成に大いに貢献している
A	社会還元、若手研究者の育成のいずれかに貢献があった
B	社会還元、若手研究者の育成に対する貢献はあまりない

#### (追跡評価結果の開示等)

第25条 追跡評価結果は、各評価者及び評価協力者の個別評価結果が特定されないように配慮した上で、各部会における評価の所見を研究代表者に開示するとともに、独立行政法人日本学術振興会ホームページ等により公表する。

2 評価の所見の公表にあたっては、特許権等の知的財産権の保護に配慮する。

# 科学研究費委員会組織図

